

## 該当地区の皆さん 地籍調査にご協力ください

本市では本年度から来年度にかけて中田町の一部地区（字池ノ内・字狭間）での地籍調査を実施します。この調査は一筆毎の土地について、関係者の立ち会いにより、地番・地目・境界・所有者等の確認を行い、測量を行うものです。

調査により作成された地籍図は、法務局で不動産登記法第14条地図として備え付けられ、土地の登記簿の表題部が更新されます。

なお、調査の実施方法など詳細につきましては、地元説明会（8月下旬～9月上旬）を予定しております。土地所有者等関係者の方々には後日案内文を郵送いたしますので、説明会にご参加ください。

お問い合わせは、市産業振興課地籍担当（市役所4階 ☎32・3809）まで。

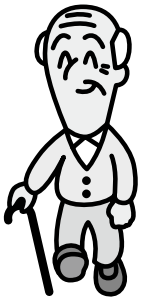
## 老後生活に備えて 「新農業者年金」に加入しませんか？

新農業者年金は、平成14年1月に発足した農業者のための公的年金で、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。

また、認定農業者で青色申告をしているなど一定の要件を満たす方には、保険料の一部について政策支援（国庫補助）を受けることができますなど農業者にとって優遇された内容となっています。

老後の生活に備え、農業者年金への加入についてご家族で話し合ってみませんか。

お問い合わせは、市農業委員会（市役所4階 ☎32・3810）または、最寄りのJA（農協）まで。



## 耕作放棄地の全体調査について

市および市農業委員会では、農地パトロールを行い、耕作放棄地など年間を通じて不作付けの農地、いわゆる「遊休農地」の解消・再生に向けた取組みを進めています。

耕作放棄地の解消を目指すために、8月から市担当者や地元農業委員が耕作放棄地の全体調査（現況確認）を行います。

なお、この調査結果は耕作放棄地の解消のための基礎資料として活用し、他の用途には使用いたしません。

農家のみなさまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせは、市農業委員会事務局（市役所4階 ☎32・3810）または、市産業振興課（市役所4階 ☎32・3809）まで。

## 耕作放棄地解消のため 歩行型草刈機を貸し出しています

小松島市担い手育成総合支援協議会では、耕作放棄地の解消のため、歩行型草刈機の貸し出しを行っています。

耕作放棄地の土地所有者、耕作者、土地改良区等関係機関で、耕作放棄を解消したい方は、協議会事務局（市産業振興課または農業委員会事務局）まで申請してください。

お問い合わせは、協議会事務局（市産業振興課（市役所4階 ☎32・3809）または、市農業委員会事務局（市役所4階 ☎32・3810））まで。



貸し出しされる歩行型草刈機